

平成 20 年 4 月
川 崎 市

川崎市起債運営アドバイザー・コミッティの設置について

1 目的及び設置

川崎市債の商品性、流動性の維持・向上を図り、その消化を一層確実かつ円滑なものとするとともに、市場原理に即して中長期的に資金調達コストを抑制していく観点から、継続的に市場のニーズ・動向等に関し情報収集し、もって魅力的で信頼される市債発行に向けた自主的な取組の一層の充実強化を図るため、有識者、市場関係者等から直接かつ継続的に意見や助言を聞くことを目的として川崎市起債運営アドバイザー・コミッティ（以下「起債運営コミッティ」という。）を設置する。

2 起債運営コミッティの開催趣旨

起債運営コミッティは、前項に定める目的を達成するため、次の当該各号に掲げる趣旨に従い、参加者の自由な意見交換を行うものとして、当該事業の受託者（以下「受託者」という。）において開催する。

(1) 起債運営コミッティ

市債の引受金融機関等の市場関係者及び有識者から、市が起債運営の実務面に関して継続的に助言や意見を聴取する。

なお、市場関係者については、市債の引受に関し特別な責任及び資格を伴い起債運営に協力するものとする。

3 組織

(1) 地方債制度及び地方債市場に関して専門的知見を有する者をもって構成するものとし、別表 1 に掲げる者（以下「メンバー」という。）をもって充てる。

(2) メンバーの任期は、一会計年度が終了するまでの間とし、受託者が委嘱する。

(3) 起債運営コミッティに座長を置く。

(4) 座長はメンバーの互選により選任する。

(5) 座長は起債運営コミッティを代表し、会務を主宰する。

(6) 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定するメンバーがその職務を代理する。

4 会議

- (1) 起債運営コミッティは、座長が招集する。
- (2) 座長は前項に掲げる者のほか、必要があると認めたときは、メンバー以外の者に起債運営コミッティへの出席を求めることができる。
- (3) 起債運営コミッティは、概ね別表2に掲げるスケジュールに従い開催するものとする。

5 専門部会及び事務局の設置

- (1) 起債運営コミッティに特定の事項について調査研究を行うため、必要に応じ、専門部会を設けることができる。
- (2) 専門部会は、座長が定める事項について調査研究を行う。
- (3) 専門部会には座長が指名するメンバーが顧問として参加し、助言を行うものとする。
- (4) 起債運営コミッティの事務を処理させるため事務局を置く。
- (5) 専門部会及び事務局の運営について必要な事項は、座長が別に定める。

6 守秘義務

起債運営コミッティ、専門部会及び事務局の構成員並びにこれに準ずる者は、議事に関して知り得た内容等について川崎市の許可なく外部に漏らしてはならない。

7 会議公開

本会議は原則公開とする。ただし、公開することにより、公正かつ中立的な議事に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益をもたらす恐れがある場合には、座長は会議を非公開にすることができるものとする。

なお、参加メンバーの率直かつ活発な意見交換を促進する観点から、参加メンバーたる個別企業の投資スタンス等を類推され得る発言について発言者を明らかにして公表することにより、当該企業に不利に働くおそれがあることから、本起債運営コミッティについては、議事録は作成・公表せず、議事要旨を公表する。

8 庶務

起債運営コミッティの庶務は、川崎市の同意を得て受託者において処理する。

9 その他

上記に定めるもののほか、起債運営委員会の運営に関し必要な事項は、受託者の意見を聞き座長が定める。

10 適用日

この定めは、平成20年4月17日から適用する。